

沖縄県生活バス路線確保対策補助金交付要綱

(平成13年10月 1 日制定)
(平成17年 1 月24日改正)
(平成25年 3 月29日改正)
(平成25年11月11日改正)

第1章 総則

(目的)

第1条 知事は、地域において必要なバスの運行について、その確保を図り、もって地域住民の福祉の向上に資するため、市町村に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 乗合バス事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに定める一般乗合旅客自動車運送事業を営業者をいう。
- (2) 協議会 沖縄県生活交通確保維持協議会をいう。
- (3) 生活バス路線 協議会において地域住民の生活に必要な旅客自動車輸送の確保のために、維持・確保が必要と認められ、知事が指定し、かつ、次に掲げるすべての要件を満たすもの。
 - ア 地域住民の生活交通に供する路線であること。ただし、原則として乗車定員10人を超える車両により運行する系統とし、高速バス、急行バス、季節運行若しくは定期観光又は主として観光客の利便のための運行系統を除くものとする。
 - イ キロ程が10km以上のもの（キロ程の50%以上が離島又は過疎地域を運行する路線（以下「離島又は過疎路線」という。）にあつては7km以上のもの）。
 - ウ 1日当たりの輸送量が3～150人のもの（離島又は過疎路線にあつては2人以上150人以下のもの）。
 - エ 1日当たりの運行回数が2回以上のもの（離島又は過疎路線にあつては1回以上のもの）。
 - オ 経常収益が経常費用の11/20以上の路線、又は経常収益が経常費用の11/20に満たない路線で、市町村が補助することにより経常収益並びに当該市町村の補助額の合計額が経常費用の11/20に相当する額に達するもの（離島又は過疎路線にあつては経常費用の9/20とする）。
- (4) 補助対象期間 補助金の交付を受けようとする会計年度（財政法（昭和22年法律第34号）第11条に規定する会計年度をいう。以下同じ。）の9月30日を末日とする1年間をいう。
- (5) 輸送量 次式によって算出された数値をいう。
$$\text{平均乗車密度} \times \text{運行回数}$$
- (6) 離島 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3号に規定する離島に属する島をいう。
- (7) 過疎地域 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第2項の規定により公示された過疎地域で、沖縄県に属する市町村をいう。
- (8) 経営改善査定制度 補助対象期間の路線バス事業の経常収支比率が前年度より2%以上悪化している生活バス路線の運行を行う市町村、又は乗合バス事業者（退職金の増加等特殊事情によって経常収支比率が悪化した場合は除く。）について、補助金を一定の率で減額する制度をいう。

(生活バス路線の指定)

第3条 生活バス路線の指定を受けようとする市町村は、協議会における協議結果に基づ

き、生活バス路線指定申請書（第1号様式）を補助金の交付を受けようとする会計年度の10月31日までに、知事に提出しなければならない。

2 生活バス路線の指定を変更しようとする市町村は、生活バス路線指定変更申請書（第2号様式）を変更する日の2か月前までに、知事に提出しなければならない。

3 知事は、前2項の規定による申請が行われた場合において、当該申請に係る内容を適当と認めるときは、当該申請に係るバス路線を生活バス路線として指定し、又は指定を変更し、生活バス路線指定（指定変更）通知書（第3号様式）により、当該申請者にその旨を通知するものとする。

（生活バス路線の指定の取消）

第4条 知事は、生活バス路線の指定又は指定の変更を通知した後において、当該指定に係るバス路線が生活バス路線の要件に該当しなくなったとき、又は生活バス路線として不適當であると認められるときは、その指定を取り消すものとする。

第2章 運行費補助金

（補助対象者）

第5条 補助対象者は、生活バス路線の運行を行う市町村、又は乗合バス事業者に対し補助を行う市町村とする。

（補助対象路線）

第6条 補助対象路線は、生活バス路線とする。ただし、市町村が、乗合バス事業者に対し補助を行う場合は、その補助対象経費の2分の1に相当する額以上を補助する路線とする。

（補助事業の基準）

第7条 補助金の交付対象となる市町村が行う補助事業は、次の各号に掲げる基準に適合するものとする。

- (1) 補助対象期間に生活バス路線の運行によって得た経常収益の額が、同期間の当該生活バス路線の補助対象経常費用に達していないものとする。
- (2) 補助対象経費の額は、補助対象経常費用と経常収益（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号）により、地域公共交通確保維持改善事業費補助金の交付を受ける生活バス路線については、当該補助金も経常収益とみなす。）との差額とする。ただし、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活バス路線であって、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超えるものに係る補助対象経費の額は、次式により計算された額とする。

$$\text{当該生活バス路線の補助対象経常費用と経常収益との差額} \times \left(\frac{\text{当該生活バス路線の総キロ程} - \text{競合区間に係るキロ程}}{\text{当該生活バス路線の総キロ程}} \right)$$

- (3) 補助対象経費の額は、補助対象経常費用の9/20に相当する額を限度とする（離島又は過疎路線にあっては経常費用の11/20に相当する額を限度とする）。
- (4) 経営改善査定制度の適用を受ける補助対象者については、補助金額の2%を乗じて得た額を減額する。当該生活バス路線を運行する乗合バス事業者が次年目以降も連続して経営改善査定制度の適用を受ける場合は、連続した各年度毎に2%を加算した率を乗じて得た額を減額する。ただし、累積した減額率は10%を限度とする。
- 2 補助対象路線の要件成否の決定は、当該補助対象期間の末日における状態に応じて決定するものとする。
- 3 市町村長は、乗合バス事業者に対し補助を行う場合は、乗合バス事業者であって、最も少ない補助金で生活バス路線を運行するものを補助対象者として選定するものと

する。

- 4 市町村長は、補助対象者に対し、沖縄県補助金等の交付に関する規則及び本交付要綱を遵守するよう条件を附するものとする。

(補助金の交付額)

第8条 補助金の交付額は、予算の範囲内において、補助対象経費の2分の1以内の額とする。

(補助金の交付申請)

第9条 補助金の交付を受けようとする者は、生活バス路線確保対策（運行費）補助金交付申請書（第4号様式）に次の各号に規定する書類を添えて、補助金の交付を受けようとする会計年度の11月20日までに、知事に提出しなければならない。

- (1) 補助を受けようとする路線と他の乗合バス事業者の運行系統との関係を示した地図
- (2) 補助対象期間における損益の積算内訳を記載した損益計算書
- (3) 補助対象期間に係る実車走行キロの積算を明らかにした書面
- (4) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び額の確定)

第10条 知事は、前条の規定により提出された申請書を審査の上、これを適当と認めるときは、補助金の交付決定及び額の確定を行い、生活バス路線確保対策（運行費）補助金交付決定及び額の確定通知書（第5号様式）により、当該申請者にその旨を通知するものとする。

第3章 車両購入費補助金

(補助対象者)

第11条 補助対象者は、生活バス路線の運行を行う市町村又は乗合バス事業者に対し補助を行う市町村とする。

(補助対象車両)

第12条 補助対象車両は、生活バス路線の運行の用に供する車両又は当該車両の代替車両とし、補助金の交付を受けようとする会計年度内に購入を完了するものとする。ただし、市町村が、乗合バス事業者に対し補助を行う場合は、その補助対象経費の2分の1に相当する額以上を補助する車両とする。

(補助対象経費)

第13条 補助対象経費は、1両につき実購入費（消費税を除く。）から備忘価額として1円を控除した額、又は450万円のいずれか少ない額を限度とする。

(補助金の交付額)

第14条 補助金の交付額は、予算の範囲内において、補助対象経費の2分の1以内の額とする。

(補助金の交付申請)

第15条 補助金の交付を受けようとする者は、生活バス路線確保対策（車両購入費）補助金交付申請書（第6号様式）に当該路線と他の乗合バス事業者の運行系統との関係を示した地図を添えて、補助金の交付を受けようとする会計年度の11月20日までに、知事に提出しなければならない。

(補助金の変更交付申請)

第16条 補助対象者は、補助対象車両に係る補助金の交付額の変更が生ずる場合は、遅滞なく生活バス路線確保対策（車両購入費）補助金変更交付申請書（第7号様式）を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定又は変更交付決定)

第17条 知事は、前2条の規定により提出された申請書を審査の上、これを適当と認めるときは、補助金の交付決定又は変更交付決定を行い、生活バス路線確保対策（車両購入費）補助金交付（変更交付）決定通知書（第8号様式）により、当該申請者にその旨を通知するものとする。

(実績報告)

第18条 補助対象者は、補助対象車両の購入を完了した場合は、その完了後20日以内（当該購入が第15条の規定により補助金の交付申請をする日の20日以前に終了している場合は、当該交付申請をする日）又は補助金の交付を受けようとする会計年度の3月31日のいずれか早い日までに生活バス路線確保対策（車両購入費）補助金実績報告書（第9号様式）を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第19条 知事は、前条の規定により提出された実績報告書を審査の上、これを適当と認めるときは、補助金の額の確定を行い、生活バス路線確保対策（車両購入費）補助金の額の確定通知書（第10号様式）により、当該補助対象者にその旨を通知するものとする。

第4章 雑 則

(補助金の経理等)

第20条 補助金の交付を受けた者は、補助金に係る経理について、他の経理と明確に区別した帳簿を備え、その収支状況を明らかにしなければならない。

2 市町村は、前項の帳簿及び補助金の経理に係る証拠書類を補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(補助金の交付の取消し及び返還)

第21条 知事は、補助金の交付を受けた市町村が次の各号の一に該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができるものとする。

- (1) この要綱及び沖縄県補助金等の交付に関する規則の規定に違反したとき。
- (2) 補助金の交付決定の条件に違反したとき。
- (3) 補助金交付申請に虚偽の記載をしたとき。

(雑則)

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成13年4月1日から施行し、平成13年度の予算に係る補助金から適用する。ただし、平成12年10月1日から平成13年3月31日までの補助対象期間に係る「沖縄県地方バス運行対策補助金」については「沖縄県地方バス運行対策補助金交付要綱」に基づいて補助するものとする。

2 平成13年度に限り、生活バス路線の指定に係る第3条中「6月30日まで」とあるのは「10月31日まで」とする。

附 則

この要綱は、平成16年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年度の予算に係る補助金から適用する。

第1号様式

第 号
平成 年 月 日

沖縄県知事 殿

市町村長名

印

平成 年度生活バス路線指定申請書

平成 年度生活バス路線の指定について、下記のとおり申請します。

記

- 1 指定を受けようとするバス路線
別紙表1のとおり
- 2 生活バス路線の指定を受けようとする理由
- 3 ○○市（町・村）バス対策会議での協議状況
- 4 他市町村との協議状況（路線が複数市町村をまたがる場合）

第2号様式

第 号
平成 年 月 日

沖縄県知事 殿

市町村長名

印

平成 年度生活バス路線指定変更申請書

平成 年 月 日付け 第 号で指定を受けた平成 年度生活バス路線の指定変更について、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 申請に係るバス路線及び変更内容
(現行)

(変更)

2 変更の理由

3 ○○市(町・村)バス対策会議での協議状況

4 他市町村との協議状況(路線が複数市町村をまたがる場合)

第3号様式

第 号
平成 年 月 日

市町村長 殿

沖縄県知事名 印

平成 年度生活バス路線の指定（指定変更）通知書

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった平成 年度生活バス路線の指定（指定の変更）について、沖縄県生活バス路線確保対策補助金交付要綱第3条第3項の規定により下記のとおり生活バス路線に指定（生活バス路線の指定変更を）したので通知します。

記

- 1 生活バス路線の運行系統は、次のとおりとし、その内容は指定申請書（指定変更申請書）に記載されたとおりとする。
- 2 沖縄県生活バス路線確保対策補助金交付要綱第2条第3号の要件に該当しなくなったとき又は不相当と認められるときは、生活バス路線の指定を取り消すことがある。

沖縄県知事 殿

市町村長名

印

平成 年度生活バス路線確保対策（運行費）補助金交付申請書

平成 年度生活バス路線確保対策（運行費）補助金の交付を関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

1 交付を受けようとする補助金の額

運 行 系 統 数	補 助 金 の 額
	千円

2 補助金の交付を受けようとする理由

3 申請事業者の概要

補 助 対 象 期 間 の 損 益 状 況	路 線 バ ス 事 業					
	営業収益	千円	営業外収益	千円	経常収益	千円
	営業費用	千円	営業外費用	千円	経常費用 a	千円
	営業損益	千円	営業外損益	千円	経常損益	千円
路線バス事業の 補助対象期間の 実車走行キロ b	k m			経常収支率	%	
				前年度経常収支率	%	

（注）バス事業の収益、費用及び実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除くこと。

4 キロ当たり補助対象経常費用

地 区 名	バス事業者キロ当 たり経常費用（実績） a ÷ b = c	昨年のバス事業者キロ 当たり 経 常 費 用	関 係 市 町 村
	円 銭	円 銭	

5 生活バス路線確保対策費補助金交付申請に係る運行系統の概要及び補助申請額

申請 番号	系統 番号	運行系統名	運行系統			系統キロ程 [d]	離島過疎地域 乗入部分のキロ程 [e]		他路線との競合 部分に係るキロ程 [f]		他路線との競合部分以外の キロ程の比率 ([d]-[f])÷[d]=[g]	
			起点	主な 経由地	終点							
第1号						往 . km 復 . km	(平均) km	往 . km 復 . km	(平均) km	往 . km 復 . km	(平均) km	%
第2号						往 . km 復 . km	. km	往 . km 復 . km	. km	往 . km 復 . km	. km	%
第3号						往 . km 復 . km	. km	往 . km 復 . km	. km	往 . km 復 . km	. km	%
第4号						往 . km 復 . km	. km	往 . km 復 . km	. km	往 . km 復 . km	. km	%
第5号						往 . km 復 . km	. km	往 . km 復 . km	. km	往 . km 復 . km	. km	%
第6号						往 . km 復 . km	. km	往 . km 復 . km	. km	往 . km 復 . km	. km	%
合計		系統				往 . km 復 . km	. km	往 . km 復 . km	. km	往 . km 復 . km	. km	

申請 番号	系統 番号	実車走行 キロ [h]	補助対象 経常費用 [c]×[h]=[i]	経常収益 [j]	経常収支率 [j]÷[i]=[d]	補助対象経常 費用から経常 収益を控除し た額 [i]-[j]=[k]	補助対象経費 の限度額 [i]×9/20=[l] (離島過疎路線 [i]×11/20=[l])	[k]又は[l]のう ちいずれか少 ない方の額 [m]	他路線との競 合部分に係る 控除後の額 [m]×[g]=[n]	複数市町村 にまたがる 路線の当該 市町村負担 率 [o]	補助申請額 [n]×[o]×1/2
第1号		. km	円	円	%	円	円	円	円	%	千円
第2号		. km	円	円	%	円	円	円	円	%	千円
第3号		. km	円	円	%	円	円	円	円	%	千円
第4号		. km	円	円	%	円	円	円	円	%	千円
第5号		. km	円	円	%	円	円	円	円	%	千円
第6号		. km	円	円	%	円	円	円	円	%	千円
合計		. km	円	円		円	円	円	円		千円

申請 番号	系統 番号	経常費用の11/20 (9/20)に相当する額 [p]が55%【離島過疎路 線の場合は45%】以上の 場合は記入しないこと [i]-[l]=[q]		経常費用の11/20 (9/20) に相当する額と経常収益 の差額 [p]が55%【離島過疎路 線の場合は45%】以上の 場合は記入しないこと [q]-[j]=[r]		負担市町村名 ()	負担市町村名 ()	負担市町村名 ()	負担市町村名 ()	負担市町村名 ()	合計 ([r]に相当する 額に達すること)
		負担率 (%)	負担率 (%)	負担率 (%)	負担率 (%)	負担率 (%)	負担率 (%)	負担率 (%)	負担率 (%)	負担率 (%)	
第1号		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
第2号		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
第3号		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
第4号		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
第5号		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
第6号		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
合計		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

(1) 記載要領

- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（補助金交付要綱第2条第4号で定める期間）と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を補助対象期間の損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間（補助金交付要綱第2条第4号で定める期間）の損益状況の欄に乗入バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、知事に報告し、その承認を求めること。
- 補助申請に係る運行系統の概要及び補助申請額は、系統ごとに申請番号をかえて記載すること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「系統キロ程」及び「他路線との競合部分に係るキロ程」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であつて、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいう。
- 「他路線との競合部分以外のキロ程の比率g」については、%以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記載すること。
- 「実車走行キロ」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。

(2) 添付書類

- 補助対象期間（補助金交付要綱第2条(4)で定める期間）に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第3項の「営業報告書」
- 第4号の2様式の運行系統別輸送実績、平均乗車密度算定表（補助対象路線に係るものに限る）
- 路線補助金の市町村分担表
- 経常収益が経常費用（自社単価を使用したもの）の11/20（離島過疎路線の場合は9/20）に満たない路線がある場合は、市町村が補助することにより経常収益並びに当該市町村の補助額の合計額が経常費用の11/20（離島過疎路線の場合は9/20）に相当する額に達することを証する書類

運行系統別輸送実績、平均乗車密度算定表（平成 年度）

事業者名 _____

運行系統						年間輸送実績					経常収益			平均乗車密度算定			輸送量 (A) × (G)	備考
申請 番号	運行 系統名	起点	主な 経由地	終点	キロ程 (km)	運行 回数 (A) (回)	輸送人員 (人)	1人平均 乗車キロ (km)	輸送 人キロ (人×km)	運送収入 (B) (円)	実車走行 キロ(C) (km)	運送雑収 (D) (円)	営業外収益 (E) (円)	計 (B)+(D)+(E)	$\frac{\text{運賃改定前適用平均賃率} \times \text{日数} + \text{運賃改定後適用平均賃率} \times \text{日数}}{\text{総適用日数}}$	平均賃率 (F) (円)		
合計																		

[記載要領]

- 1 この書類は、補助対象期間（10.1～9.30）について、補助対象期間の末日現在における状態に応じて、運行系統ごとに作成すること。（補助対象系統のみ記載すること）
- 2 申請番号は、補助金交付申請書の申請番号と同一のものとする。
- 3 起点及び終点は停留所名をもって記載し、主な経由地は他の運行系統と区別できる停留所名をもって記載し、キロ程は小数点以下第1位まで記載すること。
- 4 運行回数は、補助対象期間中における1日の平均を小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。なお1往復を運行回数1回とし、循環系統の場合は、1循環で運行回数1回とする。
- 5 1人平均乗車キロは、運行系統ごとに実態調査に基づいて記載すること。
- 6 輸送人キロは、輸送人員×1人平均乗車キロにより算出すること。
- 7 運送収入は、当該運行系統の補助対象期間の運送収入について、原則として年1回以上実態調査を実施し、その結果により算出すること。また、実態調査日についても記載すること。
- 8 実車走行キロは、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。
- 9 平均賃率は、停留所相互間総運賃額÷停留所相互間総キロにより銭単位まで算出すること（銭未満切捨て）。ただし、補助対象期間中に運賃改定があった場合の当該運行系統の平均賃率は、表中の計算式により算出すること。なお、この場合において、スト及び積雪等の理由によりバスが運行されなかった日は適用日数から除くものとする。
- 10 平均乗車密度は(B)÷(C)÷(F)と連算し、その値について、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出すること。
- 11 備考欄には、補助対象期間中に運行回数の変更があった場合、スト及び積雪等の理由によりバスが運行されなかった期間があった場合又は運賃改定があった場合等特記すべき事項について、変更年月日又は期間及びその内容を記載すること。
- 12 各運行系統のキロ程、輸送人員、輸送人キロ、運送収入、実車走行キロ、運送雑収及び営業外収益の合計欄については必ず記載すること。

第5号様式

沖縄県達 第 号

市町村名

生活バス路線確保対策（運行費）補助金交付決定及び額の確定通知書

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった平成 年度生活バス路線確保対策（運行費）補助金については、審査の結果適正と認められ、沖縄県補助金等の交付に関する規則第4条及び第13条（昭和47年5月15日沖縄県規則第102号）並びに沖縄県生活バス路線確保対策補助金交付要綱第10条の規定により次のとおり交付することに決定し、あわせてその額を確定します。

平成 年 月 日

沖縄県知事名 印

- 1 補助金の交付対象となる生活バス路線の運行系統は、平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった運行系統のうち申請番号第 号～ 号のものとし、その内容は申請書に記載されたとおりとする。
- 2 補助金の確定額は、次のとおりとする。

運行系統数	補助金の確定額
	千円

- 3 補助金の交付を受けた者は、次の条件に従わなければならない。
 - (1) 交付を受けた補助金については、補助の目的に従って、効率的な運用を図ること。
 - (2) 補助金の対象となった運行系統については、地域において利便性の高い、効率的な輸送形態となるよう整理・活性化を図ること。
 - (3) 補助金に関する収支を明らかにした帳簿を備え、補助金を受領した後5年間保存すること。

沖縄県知事 殿

市町村長名

印

平成 年度生活バス路線確保対策（車両購入費）補助金交付申請書

平成 年度生活バス路線確保対策（車両購入費）補助金の交付を、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 交付を受けようとする補助金の額

車両 両	千円
------	----

2 補助金の交付を受けようとする理由

3 申請の概要

補助事業計画	申請番号	運行系統			乗車定員	事業者名	代替(予定)車両		購入経費 A	購入経費から備忘価額を控除した額 A-1=B	補助金額 C	購入(予定)年月日
		起点	主な経過地	終点			自動車登録番号	車令				
	第1号				人			円	円	千円		
	第2号				人			円	円	千円		
	第3号				人			円	円	千円		
	計							円	円	千円		
資金調達計画	① 県補助金 千円 ② 市町村補助金 千円 ③ 事業者自己資金 千円 ④ その他 千円 計											

I 記載要領

- 「補助事業計画」の欄は、補助申請車両1両ごとに申請番号をかえて記載する。
- 「補助金申請額C」には、 $B \times 1/2$ の額、又は450万円（1両当たり補助限度額） $\times 1/2$ 、又は市町村から事業者への補助額 $\times 1/2$ のうち最も少ない額を記載すること。
- 補助申請額については、千円未満の端数は切り捨てること。
- 代替(予定)車両欄には、代替車両購入の場合のみ記載すること。

第6号様式の2

Ⅱ 添付書類

- 1 補助申請に係る運行系統と他の路線バス事業者の運行系統の関係を示した地図（運行費補助を受けている場合は不要）
- 2 補助対象期間における損益の積算内容を記載した損益計算書（運行費補助を受けている場合は不要）
- 3 補助対象期間に係る実車走行キロの積算を明らかにした書面（運行費補助を受けている場合は不要）
- 4 購入予定車両の見積書
- 5 代替予定車両の自動車登録事項等証明書の写し
- 6 代替予定車両の主要部分の写真

沖縄県知事 殿

市町村長名

印

平成 年度生活バス路線確保対策（車両購入費）補助金変更交付申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた平成 年度生活バス路線確保対策（車両購入費）補助金の変更交付について、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 交付を受けようとする補助金の額

既交付決定額 A	車両 両	千円
変更交付申請額 B	車両 両	千円
差額 (A-B)	車両 両	千円

2 補助金の変更交付申請をした理由

3 変更交付申請の概要

補助事業計画	申請番号	運行系統			乗車定員	事業者名	代替(予定)車両		購入経費 A	購入経費から備忘 価額を控除した額 A-1=B	補助金申請額 C	購入(予定) 年月日
		起点	主な経過地	終点			自動車登録番号	車令				
	第1号				人			年	円	円	千円	
	第2号				人			年	円	円	千円	
	第3号				人			年	円	円	千円	
	計								円	円	千円	
資金調達計画	① 県補助金 千円											
	② 市町村補助金 千円											
	③ 事業者自己資金 千円											
	④ その他 千円											
	計											

I 記載要領及び添付書類

- 「補助事業計画」の欄は、補助申請車両1両ごとに申請番号をかえて記載する。
- 「補助金申請額C」には、 $B \times 1/2$ の額、又は450万円（1両当たり補助限度額） $\times 1/2$ 、又は市町村から事業者への補助額 $\times 1/2$ のうち最も少ない額を記載すること。
- 補助申請額については、千円未満の端数は切り捨てること。
- 代替(予定)車両欄には、代替車両購入の場合のみ記載すること。
- 購入予定車両の見積書

第8号様式

沖縄県指令 第 号

市町村名

生活バス路線確保対策（車両購入費）補助金交付（変更交付）決定通知書

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった平成 年度生活バス路線確保対策（車両購入費）補助金については、審査の結果適正と認められ、沖縄県補助金等の交付に関する規則第4条（昭和47年5月15日沖縄県規則第102号）並びに沖縄県生活バス路線確保対策補助金交付要綱第17条の規定により次のとおり交付します。

平成 年 月 日

沖縄県知事名

印

- 1 補助金の交付対象となる事業は、平成 年 月 日付け 第 号で申請のあったもののうち申請番号第 号～ 号のものとし、その内容は申請書に記載されたとおりとする。
- 2 補助金の決定額は、次のとおりとする。

車 両 数	補助金の決定額
	千円

- 3 補助金の交付を受けた者は、次の条件に従わなければならない。
 - (1) 補助事業により取得した車両を当該取得の日から5年間車両を譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供することのないよう善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的運用を図ること。
 - (2) 補助事業により取得した車両は上記(1)の期間内に処分しようとするときはあらかじめ知事の承認を受けなければならない。
 - (3) 補助事業により取得した車両を処分することにより、収入があり、又は見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に返納させることがある。
 - (4) 補助金に関する収支を明らかにした帳簿を備え、補助金を受領した後5年間保存すること。

第9号様式

第 号
平成 年 月 日

沖縄県知事 殿

市町村長名

印

平成 年度生活バス路線確保対策（車両購入費）補助金実績報告書

平成 年度生活バス路線確保対策（車両購入費）補助金に係る補助事業が完了したので、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

補助事業計画	申請番号	運行系統			乗車定員	事業者名	代替(預)車両		購入経費	購入(予定)年月日	自動車登録番号	運行開始年月日	
		起点	主な経過地	終点			自動車登録番号	車令					
	第1号				人			年	円	円			
	第2号				人			年	円	円			
	第3号				人			年	円	円			
	計								円	円			
資金内訳	① 県補助金							千円					
	② 市町村補助金							千円					
	③ 事業者自己資金							千円					
	④ その他							千円					
	計												

I 記載要領

- 1 補助対象車両1両ごとに補助金交付申請書の申請番号に対応して記載すること。

II 添付書類

- 1 車両購入契約書・領収書の写し
- 2 代替したバスの自動車抹消事項等証明書の写し
- 3 購入したバスの自動車登録事項等証明書の写し
- 4 購入したバス車両の主要部分の写真

第10号様式

沖縄県達 第 号

市町村名

生活バス路線確保対策（車両購入費）補助金の額の確定通知書

平成 年 月 日付け沖縄県指令 第 号で交付した平成 年度生活バス路線確保対策（車両購入費）補助金については、実績報告書審査及び現地調査の結果、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年5月15日沖縄県規則第102号）第13条並びに沖縄県生活バス路線確保対策補助金交付要綱第19条の規定により適正と認め、指令額どおり〇〇,〇〇〇円に〔〇〇,〇〇〇円を〇〇,〇〇〇円に修正の上〕確定します。

平成 年 月 日

沖縄県知事名

印